明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○接続料規則等の一部を改正する省令（総務1）　一
〔告示〕
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通八一～一二〇）　一一
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一二一～一二八）　一一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一一三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任、農業会議組織変更（京都府、宮崎県）関係　一五五
会社その他
会社決算公告　一五九

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十三日

総務大臣　山本　早苗

接続料規則等の一部を改正する省令

（接続料規則の一部改正）

第一条　接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表加入者交換機の項算定方法の欄1⑴中「アナログ電話」を「局ごとに、アナログ電話」に改め、「という。）」の次に「から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数」を加え、同欄2⑶中「局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等」を「局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離」に改め、同欄3⑴中「局別収容回線数」を「収容回線数」に改め、同表局設置遠隔収容装置の項算定方法の欄1中「局別収容回線数」を「局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数」に改め、同表き線点遠隔収容装置の項算定方法の欄4⑵中「き線点遠隔収容装置のユニット数の合計」を「き線点ごとのき線点遠隔収容装置ユニット数の合計」に、「き線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収容回線数」を「き線点遠隔収容装置ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数」に改め、同表中継交換機の項算定方法の欄1⑴中「及び中継交換機渡り県内自局外呼量」を「、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量」に改め、「県間呼量を4で除したものをいう。）」の次に「及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。）」を加え、同1⑵中「及び中継交換機渡り県内自局外呼数」を「、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数」に改め、「県間呼数の合計を4で除したもの。）」の次に「及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。）」を加え、同1⑶中「及び中継交換機設置局」を「、中継交換機設置局」に、「に合計」を「を合計」に、「52Mパス単位に変換し」を「52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し」に改め、同1⑷中「及び中継交換機設置局」を「、中継交換機設置局」に、「に合計」を「を合計」に改め、「変換したもの」の次に「に中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したもの」を加える。

別表第一の一中

「き線管路総延長	137,305	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	1,488	km
情報ボックス総延長	7,760	km」

を